

(保 182)

平成 28 年 11 月 1 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松 本 純 一

「保険者番号等の設定について」の一部改正等について

東京都に所在する健康保険組合の保険者番号については、現在、未設定の保険者別番号の数が僅少であり、今後、新たな健康保険組合の設立等に伴い、当該健康保険組合に対する保険者番号の設定が困難な状況になることが予想されることから、「保険者番号等の設定について」の一部を改正し、現在使用の都道府県ごとに設定されているコード（例：北海道の場合「01」）において設定可能な保険者別番号がなくなり次第、新たに設定された都道府県ごとのコード（例：北海道の場合「51」）を用いて、保険者別番号を設定する取扱いとなりました。

また、この一部改正により、保険者番号における都道府県番号が改正されたことに伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部が改正されました。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

1. 「保険者番号等の設定について」の一部改正について  
(平 28.10.31 保発 1031 第 1 号 厚生労働省保険局長)
2. 「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正について  
(平 28.10.31 保医発 1031 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官)

保 発 1031 第 1 号  
平成 28 年 10 月 31 日

地方厚生(支)局長

都道府県知事

} 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

「保険者番号等の設定について」の一部改正について

東京都に所在する健康保険組合の保険者番号については、現在、未設定の保険者別番号の数が僅少であることから、今後、新たな健康保険組合の設立等に伴い、当該健康保険組合に対する保険者番号の設定が困難な状況になることが想定される。このため、「保険者番号等の設定について」(昭和 51 年 8 月 7 日保発第 45 号・庁保発第 34 号)の一部を別紙のとおり改正し、今後設定可能な保険者番号を確保することとするので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

「保険者番号等の設定について」(昭和51年8月7日保険発第45号・庁保発第34号)の一部改正について

- 1 別添の「第1 保険者番号」の3を次のように改める。  
 3 都道府県番号は、4の保険者等の所在地の都道府県ごとに別表2に定める番号とする。

なお、コードについては、都道府県ごと左に掲げるコード(例：北海道の場合「01」)から設定することとし、当該コードにおいて設定可能な保険者別番号がなくなり次第、右に掲げるコード(例：北海道の場合「51」)を設定することとする。

- 2 別表2を次のように改める。

都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード
北海道	01 又は 51	石川	17 又は 67	岡山	33 又は 83
青森	02 又は 52	福井	18 又は 68	広島	34 又は 84
岩手	03 又は 53	山梨	19 又は 69	山口	35 又は 85
宮城	04 又は 54	長野	20 又は 70	徳島	36 又は 86
秋田	05 又は 55	岐阜	21 又は 71	香川	37 又は 87
山形	06 又は 56	静岡	22 又は 72	愛媛	38 又は 88
福島	07 又は 57	愛知	23 又は 73	高知	39 又は 89
茨城	08 又は 58	三重	24 又は 74	福岡	40 又は 90
栃木	09 又は 59	滋賀	25 又は 75	佐賀	41 又は 91
群馬	10 又は 60	京都	26 又は 76	長崎	42 又は 92
埼玉	11 又は 61	大阪	27 又は 77	熊本	43 又は 93
千葉	12 又は 62	兵庫	28 又は 78	大分	44 又は 94
東京	13 又は 63	奈良	29 又は 79	宮崎	45 又は 95
神奈川	14 又は 64	和歌山	30 又は 80	鹿児島	46 又は 96
新潟	15 又は 65	鳥取	31 又は 81	沖縄	47 又は 97
富山	16 又は 66	島根	32 又は 82		

- 3 別添の「第2 公費負担者番号」の3を次のように改める。  
 3 都道府県番号は、4の公費負担医療実施機関の所在地の都道府県ごとに、別表2に定める番号とする。

なお、コードについては、都道府県ごと左に掲げるコード(例：北海道の場合「01」)から設定することとし、当該コードにおいて設定可能な実施機関番号がなくなり次第、右に掲げるコード(例：北海道の場合「51」)を設定することとする。

## 「保険者番号等の設定について」(昭和51年8月7日保険発第45号・庁保発第34号)の一部改正について

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添 保険者番号、公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号並びに医療機関コード及び薬局コード設定要領</p> <p>第1 保険者番号 1～2 (略) 3 都道府県番号は、4の保険者等の所在地の都道府県ごとに別表2に定める番号とする。 <u>なお、コードについては、都道府県ごと左に掲げるコード(例：北海道の場合「01」)から設定することとし、当該コードにおいて設定可能な保険者別番号がなくなり次第、右に掲げるコード(例：北海道の場合「51」)を設定することとする。</u> 4～6 (略)</p> <p>第2 公費負担者番号 1～2 (略) 3 都道府県番号は、4の公費負担医療実施機関の所在地の都道府県ごとに、別表2に定める番号とする。 <u>なお、コードについては、都道府県ごと左に掲げるコード(例：北海道の場合「01」)から設定することとし、当該コードにおいて設定可能な実施機関番号がなくなり次第、右に掲げるコード(例：北海道の場合「51」)を設定することとする。</u> 4～6 (略)</p>	<p>別添 保険者番号、公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号並びに医療機関コード及び薬局コード設定要領</p> <p>第1 保険者番号 1～2 (略) 3 都道府県番号は、4の保険者等の所在地の都道府県ごとに別表2に定める番号とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第2 公費負担者番号 1～2 (略) 3 都道府県番号は、4の公費負担医療実施機関の所在地の都道府県ごとに、別表2に定める番号とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

別表2 都道府県番号表

都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード
北海道	01 <u>又は</u> <u>51</u>	石川	17 <u>又は</u> <u>67</u>	岡山	33 <u>又は</u> <u>83</u>
青森	02 <u>又は</u> <u>52</u>	福井	18 <u>又は</u> <u>68</u>	広島	34 <u>又は</u> <u>84</u>
岩手	03 <u>又は</u> <u>53</u>	山梨	19 <u>又は</u> <u>69</u>	山口	35 <u>又は</u> <u>85</u>
宮城	04 <u>又は</u> <u>54</u>	長野	20 <u>又は</u> <u>70</u>	徳島	36 <u>又は</u> <u>86</u>
秋田	05 <u>又は</u> <u>55</u>	岐阜	21 <u>又は</u> <u>71</u>	香川	37 <u>又は</u> <u>87</u>
山形	06 <u>又は</u> <u>56</u>	静岡	22 <u>又は</u> <u>72</u>	愛媛	38 <u>又は</u> <u>88</u>
福島	07 <u>又は</u> <u>57</u>	愛知	23 <u>又は</u> <u>73</u>	高知	39 <u>又は</u> <u>89</u>
茨城	08 <u>又は</u> <u>58</u>	三重	24 <u>又は</u> <u>74</u>	福岡	40 <u>又は</u> <u>90</u>
栃木	09 <u>又は</u> <u>59</u>	滋賀	25 <u>又は</u> <u>75</u>	佐賀	41 <u>又は</u> <u>91</u>
群馬	10 <u>又は</u> <u>60</u>	京都	26 <u>又は</u> <u>76</u>	長崎	42 <u>又は</u> <u>92</u>
埼玉	11 <u>又は</u> <u>61</u>	大阪	27 <u>又は</u> <u>77</u>	熊本	43 <u>又は</u> <u>93</u>
千葉	12 <u>又は</u> <u>62</u>	兵庫	28 <u>又は</u> <u>78</u>	大分	44 <u>又は</u> <u>94</u>
東京	13 <u>又は</u> <u>63</u>	奈良	29 <u>又は</u> <u>79</u>	宮崎	45 <u>又は</u> <u>95</u>
神奈川	14 <u>又は</u> <u>64</u>	和歌山	30 <u>又は</u> <u>80</u>	鹿児島	46 <u>又は</u> <u>96</u>
新潟	15 <u>又は</u> <u>65</u>	鳥取	31 <u>又は</u> <u>81</u>	沖縄	47 <u>又は</u> <u>97</u>
富山	16 <u>又は</u> <u>66</u>	島根	32 <u>又は</u> <u>82</u>		

別表2 都道府県番号表

都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード
北海道	01	石川	17	岡山	33
青森	02	福井	18	広島	34
岩手	03	山梨	19	山口	35
宮城	04	長野	20	徳島	36
秋田	05	岐阜	21	香川	37
山形	06	静岡	22	愛媛	38
福島	07	愛知	23	高知	39
茨城	08	三重	24	福岡	40
栃木	09	滋賀	25	佐賀	41
群馬	10	京都	26	長崎	42
埼玉	11	大阪	27	熊本	43
千葉	12	兵庫	28	大分	44
東京	13	奈良	29	宮崎	45
神奈川	14	和歌山	30	鹿児島	46
新潟	15	鳥取	31	沖縄	47
富山	16	島根	32		

保医発1031第1号  
平成28年10月31日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（公印省略）

「診療報酬請求書の記載要領等について」の一部改正について

今般、「「保険者番号等の設定について」の一部改正について」（平成28年10月31日保発1031第1号）により保険者番号における都道府県番号が改正されたことに伴い、「診療報酬請求書の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部を別紙のとおり改正し、平成28年10月31日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)  
の一部改正について

1 別添2「保険者番号、公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号並びに医療機関コード及び薬局コード設定要領」(以下「設定要領」という。)の「第1 保険者番号」の3を次のように改める。

3 都道府県番号は、4の保険者等の所在地の都道府県ごとに別表2に定める番号とする。

なお、コードについては、都道府県ごと左に掲げるコード(例：北海道の場合「01」)から設定することとし、当該コードにおいて設定可能な保険者別番号がなくなり次第、右に掲げるコード(例：北海道の場合「51」)を設定することとする。

2 別表2を次のように改める。

都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード
北海道	01 又は 51	石川	17 又は 67	岡山	33 又は 83
青森	02 又は 52	福井	18 又は 68	広島	34 又は 84
岩手	03 又は 53	山梨	19 又は 69	山口	35 又は 85
宮城	04 又は 54	長野	20 又は 70	徳島	36 又は 86
秋田	05 又は 55	岐阜	21 又は 71	香川	37 又は 87
山形	06 又は 56	静岡	22 又は 72	愛媛	38 又は 88
福島	07 又は 57	愛知	23 又は 73	高知	39 又は 89
茨城	08 又は 58	三重	24 又は 74	福岡	40 又は 90
栃木	09 又は 59	滋賀	25 又は 75	佐賀	41 又は 91
群馬	10 又は 60	京都	26 又は 76	長崎	42 又は 92
埼玉	11 又は 61	大阪	27 又は 77	熊本	43 又は 93
千葉	12 又は 62	兵庫	28 又は 78	大分	44 又は 94
東京	13 又は 63	奈良	29 又は 79	宮崎	45 又は 95
神奈川	14 又は 64	和歌山	30 又は 80	鹿児島	46 又は 96
新潟	15 又は 65	鳥取	31 又は 81	沖縄	47 又は 97
富山	16 又は 66	島根	32 又は 82		

3 設定要領の「第2 公費負担者番号」の3を次のように改める。

3 都道府県番号は、4の公費負担医療実施機関の所在地の都道府県ごとに、別表2に定める番号とする。

なお、コードについては、都道府県ごと左に掲げるコード(例：北海道の場合「01」)から設定することとし、当該コードにおいて設定可能な実施機関番号がなくなり次第、右に掲げるコード(例：北海道の場合「51」)を設定することとする。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)の一部改正について

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添2 保険者番号、公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号並びに医療機関コード及び薬局コード設定要領</p> <p>第1 保険者番号</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 都道府県番号は、4の保険者等の所在地の都道府県ごとに別表2に定める番号とする。 <u>なお、コードについては、都道府県ごと左に掲げるコード(例：北海道の場合「01」)から設定することとし、当該コードにおいて設定可能な保険者別番号がなくなり次第、右に掲げるコード(例：北海道の場合「51」)を設定することとする。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>第2 公費負担者番号</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 都道府県番号は、4の公費負担医療実施機関の所在地の都道府県ごとに、別表2に定める番号とする。 <u>なお、コードについては、都道府県ごと左に掲げるコード(例：北海道の場合「01」)から設定することとし、当該コードにおいて設定可能な実施機関番号がなくなり次第、右に掲げるコード(例：北海道の場合「51」)を設定することとする。</u></p> <p>4～6 (略)</p>	<p>別添2 保険者番号、公費負担者番号、公費負担医療の受給者番号並びに医療機関コード及び薬局コード設定要領</p> <p>第1 保険者番号</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 都道府県番号は、4の保険者等の所在地の都道府県ごとに別表2に定める番号とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第2 公費負担者番号</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 都道府県番号は、4の公費負担医療実施機関の所在地の都道府県ごとに、別表2に定める番号とする。</p> <p>4～6 (略)</p>



別表2 都道府県番号表

都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード
北海道	01 又は 51	石川	17 又は 67	岡山	33 又は 83
青森	02 又は 52	福井	18 又は 68	広島	34 又は 84
岩手	03 又は 53	山梨	19 又は 69	山口	35 又は 85
宮城	04 又は 54	長野	20 又は 70	徳島	36 又は 86
秋田	05 又は 55	岐阜	21 又は 71	香川	37 又は 87
山形	06 又は 56	静岡	22 又は 72	愛媛	38 又は 88
福島	07 又は 57	愛知	23 又は 73	高知	39 又は 89
茨城	08 又は 58	三重	24 又は 74	福岡	40 又は 90
栃木	09 又は 59	滋賀	25 又は 75	佐賀	41 又は 91
群馬	10 又は 60	京都	26 又は 76	長崎	42 又は 92
埼玉	11 又は 61	大阪	27 又は 77	熊本	43 又は 93
千葉	12 又は 62	兵庫	28 又は 78	大分	44 又は 94
東京	13 又は 63	奈良	29 又は 79	宮崎	45 又は 95
神奈川	14 又は 64	和歌山	30 又は 80	鹿児島	46 又は 96
新潟	15 又は 65	鳥取	31 又は 81	沖縄	47 又は 97
富山	16 又は 66	島根	32 又は 82		

別表2 都道府県番号表

都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード
北海道	01	石川	17	岡山	33
青森	02	福井	18	広島	34
岩手	03	山梨	19	山口	35
宮城	04	長野	20	徳島	36
秋田	05	岐阜	21	香川	37
山形	06	静岡	22	愛媛	38
福島	07	愛知	23	高知	39
茨城	08	三重	24	福岡	40
栃木	09	滋賀	25	佐賀	41
群馬	10	京都	26	長崎	42
埼玉	11	大阪	27	熊本	43
千葉	12	兵庫	28	大分	44
東京	13	奈良	29	宮崎	45
神奈川	14	和歌山	30	鹿児島	46
新潟	15	鳥取	31	沖縄	47
富山	16	島根	32		